



医療機関版

NEWS LETTER

平成 30 年度診療報酬改定 特別号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14 井上ビル12号館301
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

オンライン診療 はじめの一步

平成 30 年度診療報酬改定で、「オンライン診療料」が新設されました。これは、政府の成長戦略の一環で後押しがあり新設されたものです。成長戦略の一つである「健康寿命の延伸」の中で、ICT等を活用した遠隔診療について言及があり、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせた効果的・効率的な医療を進めていく方針です。今回は特別号として、30年3月20日時点の情報に基づき、このオンライン診療の概要をまとめました。

「オンライン診療」を取り巻く状況

これまで、遠隔医療は自費で行われ、保険は適用されませんでした。今回の改定により、これが保険対象となりました。

厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」は、遠隔医療に「オンライン診療」が含まれるものとし、右のように整理しています。

更に、新設の「オンライン診療料」には、「緊急時 30 分以内対面診療」や、「全体の 1 割以下」等の制約が設けられています。

それでは次頁にて、「オンライン診療料」の詳細をご紹介します。



○オンライン診療

- ✓ 原則として**初診は対面診療**
- ✓ **十分な情報セキュリティ対策**（端末にデータを残さない等）を講じること
- ✓ 医師と患者双方の合意に基づいて実施され、その合意にあたっては、医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を**明示的に確認**すること
- ✓ 「最低限遵守すべき事項」を遵守していれば、医療法 20 条（無診察治療の禁止）に抵触しない
- ✓ 生活習慣病等の慢性疾患の定期的な診療は、医師及び患者の利便性の向上を図る例として、オンライン診療に代替することが望ましい
- ✓ 実施にあたって必要となる医師－患者間のルールは、「**診療計画**」として患者の合意を得ておくべき
- ✓ **映像や音声の保存の要否や保存端末の取り決め**についても、事前に医師－患者間で明確にし、双方で合意しておくこと
- ✓ 新たな医薬品を処方する場合は、**直接の対面診療を原則**とする

新設の「オンライン診療料」

新設された「オンライン診療料」は、情報通信機器を活用し、患者と離れた場所から医師が診療を行うことに対する評価です。あくまでも「対面診療が原則」の上で、右の要件等を満たすことが前提となっています。

オンライン診療料は 1 ヶ月につき 70 点。以下の管理料等を算定している初診以外の患者で、かつ、これらの管理料等を初めて算定した月から 6 ヶ月以上を経過した患者が対象です。

- ・ 特定疾患療養管理料
- ・ 小児科療養指導料
- ・ てんかん指導料
- ・ 難病外来指導管理料
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 地域包括診療料
- ・ 認知症地域包括診療料
- ・ 生活習慣病管理料
- ・ 在宅時医学総合管理料
- ・ 精神科在宅患者支援管理料

○主な算定要件

1. **リアルタイムでのコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な情報通信機器**を用いてオンラインによる診療を行う
2. **連続する 3 ヶ月**は算定できない
3. 対象となる管理料等を初めて算定してから **6 ヶ月間**は毎月同一の医師により**対面診療**を行っている
4. 対面診療（**間隔は 3 ヶ月以内**）とオンライン診療を組み合わせた療養計画を、患者の同意を得て作成する
5. オンライン診療の**予約料の徴収は不可**

○主な施設基準

1. 厚生労働省の定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に従う
2. **緊急時には概ね 30 分以内に対面診療が可能な体制**である
3. 1 ヶ月あたりの再診料等とオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が **1 割以下**

「オンライン診療」が本格的に広がるまでにはしばらく時間がかかると思われますが、将来的には保険適用範囲が拡大していくことも見込まれ、今後の医療機関にとって不可欠となる分野です。また 4 月から、設備の導入は『IT 導入補助金』の対象となります。他方、患者にとっては薬の配送等、利便性の良い点も多いことから、患者側から実施を求められることも十分に考えられます。そのため実際に行うか否かはさておき、情報収集はしておきたいものです。

以下に、今後の情報収集の一助として、遠隔診療に関する団体等をまとめました。厚生労働省サイトでも通知等により詳細が更新されます。引き続き、新しい情報にご注目ください。

○遠隔診療関連情報

◆関連情報サイト

名称	URL	概要
厚生労働省 情報通信機器を用いた診療に関するガイドライン作成検討会	http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei.html?tid=513005	オンライン診療のガイドラインの作成に関する検討会。
次世代医療 遠隔診療パーフェクトガイド	http://www.remote-shinryo.com/	遠隔診療システム・アプリの紹介や機能比較を掲載している。

◆関連団体情報

名称	URL	概要
一般社団法人日本遠隔医療学会	http://jtta.umin.jp/	賛助会員リンクとして、遠隔医療関連企業等へのリンクがある。
NPO法人日本遠隔医療協会	http://j-telemed-s.jp/index.php	遠隔診療研修などを行っている。
一般社団法人遠隔画像診断サービス連合会	http://www.teleradservice.org/	遠隔画像診断サービスに関連する企業やクリニック等の団体。